都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、同法第 17 条第 2 項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに寒川町長に意見書を提出することができる。

令和 3 年 1 月 7 日

寒川町長　木　村　俊　雄

1　都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計画地区計画　寒川駅北口地区地区計画

2　都市計画を定める土地の区域
（1）追加する部分
寒川町岡田一丁目及び岡田二丁目地内
（2）削除する部分
寒川町岡田、大蔵及び小谷地内
（3）変更する部分
寒川町宮山地内

3　都市計画の案の縦覧場所
高座郡寒川町宮山 165 番地
寒川町都市建設部都市計画課

4　都市計画の案の縦覧期間
令和 3 年 1 月 7 日（木）から令和 3 年 1 月 21 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで